

## 【新型コロナウイルス関連情報】

### ドニゴール県における制限措置のレベル3への引き上げ

(9月24日発出領事メール)

ドニゴール県における行動制限措置がパンデミック対応計画のレベル2からレベル3に引き上げられました。

1 9月24日、マーティン首相は、ドニゴール県(County Donegal)において、過去14日間における人口10万人あたりの感染数が122.5件と急激に増加したことから、緊急に対策を取る必要があるとして、25日午前0時から10月16日までの3週間、同県における行動制限措置を、パンデミック対応計画「Resilience & Recovery 2020-2021:Plan for Living with Covid-19」のレベル2からレベル3に引き上げると発表しました。ドニゴール県在住者は同県内に留まる、仕事や教育等の不可欠な用事以外で同県に行かない等、厳しい措置を求めており、在留邦人の皆様におかれましては、ご注意ください。

また、同県における制限措置で、同じレベル3のダブリン県における制限措置と違う点があります。制限措置の詳細は、以下のアイルランド政府のウェブサイトをご確認ください。

※9月24日付プレスリリース

[https://merrionstreet.ie/en/News-Room/News/Statement\\_Donegal\\_placed\\_on\\_Level\\_3\\_under\\_Ireland%E2%80%99s\\_Plan\\_for\\_Living\\_with\\_Covid-19.html](https://merrionstreet.ie/en/News-Room/News/Statement_Donegal_placed_on_Level_3_under_Ireland%E2%80%99s_Plan_for_Living_with_Covid-19.html)

※ドニゴール県に適用されるレベル3の行動制限措置の詳細

<https://www.gov.ie/en/publication/f9a0c-donegal-is-at-level-3/>

※パンデミック対応計画

<https://www.gov.ie/en/publication/e5175-resilience-and-recovery-2020-2021-plan-for-living-with-covid-19/>

※9月18日付で当日本国大使館が発出した領事メールにて、レベル3の制限措置の概要を案内しています。次のURLからご参照いただけますが、措置の最新の情報は、上記のアイルランド政府ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=98534>

2 24日の会見でマーティン首相は、レベル3の措置を適用しているダブリン県及びドニゴール県以外に、ラウズ(Louth)、ウォーターフォード(Waterford)、ウィックロー(Wicklow)、キルデア(Kildare)、コーク(Cork)及びゴールウェイ(Galway)の6県の感染状況を注意深く観察し

ている旨述べ、国民に注意を呼びかけました。

3 アイルランド政府は、9月24日時点の新型コロナウイルス感染症の累計症例数を33,994件、累積死亡者数を1,797名と発表しました。

<https://www.gov.ie/en/press-release/37102-statement-from-the-national-public-health-emergency-team-thursday-24-september/>

4 在留邦人及び当地滞在中の邦人の皆様におかれましては、アイルランド政府の示したガイドラインに従い、感染予防に万全を期してください。

新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当大使館のウェブサイト>

[https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00004.html](https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html)

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www>

<アイルランド政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

5 万一、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

電話番号（代表）：01-202-8300